破産手続廃止

平成２４年（フ）第１２１５号
千葉市稲毛区小深町103番地の12
破産者　小川　弘恭
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２４６号
千葉市緑区誉田町１丁目771番地８　ウッドヒル誉田203号
破産者　飯高　　出
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６３号
千葉県習志野市本大久保４丁目18番11―102号
破産者　佐々木　秀
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１８号
奈良県北葛城郡広陵町大字南郷724番地７
破産者　株式会社フローリック
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
北海道石狩郡当別町字茂平沢3061番地338
破産者　有限会社丸義建設
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５１号
秋田県南秋田郡八郎潟町字家ノ後153番地８町営上昼根住宅６―９、前住所秋田県由利本荘市石脇字田中64番地　リバティシティＶ104号室
破産者　熊谷　　大
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第２２６号
群馬県前橋市元総社町2317番地
破産者　賀川　光夫
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２４２号
群馬県前橋市昭和町２丁目13番７―６号　尾瀬荘
破産者　吉野幸由美
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１７号
埼玉県行田市大字南河原656番地24
破産者　有限会社一会商事
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３３号
埼玉県熊谷市高柳90番地１
破産者　有限会社エムスティール
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１３１０号
千葉県市川市妙典３丁目３番15号　エルパセオ101号
破産者　瀧　千代子
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３４７号
千葉市中央区大森町317番地３　ファミリーハイツＡ―205号
破産者　栃山　信行
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４６８号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番20棟104号
破産者　猪野　晋治
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９４号
千葉県市川市末広２丁目５番15号　末岩ハイツ202号
破産者　鈴木　政信
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９５号
千葉市若葉区みつわ台５丁目12番11―103号
破産者　石田　宏樹
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１７８号
神奈川県横須賀市森崎１丁目１番16号
破産者　有限会社ワコーランドリー
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２６号
岐阜県可児郡御嵩町中719番地の１
破産者　山口建設株式会社
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１１１号
名古屋市港区名四町15番地
破産者　ピーエスエー産業有限会社
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８１７号
名古屋市名東区社口１丁目202番地
破産者　株式会社ドリームインデックス
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２００号
名古屋市南区元塩町４丁目３番地１
破産者　寺島工業株式会社
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８３８号
神戸市東灘区深江浜町142番地
破産者　阪神フーズ株式会社
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０６８号
神戸市垂水区南多聞台２丁目６番13号
破産者　有限会社アージュ
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部